

令和8年度青少年国際文化交流研修事業

実施概要

1 事業の目的

アイヌ文化の伝承・保存に関心を持つアイヌの青少年等を対象に、海外の少数民族や先住民族と交流する場を設け、海外における文化伝承・保存活動の先進事例を直接学ぶことにより、将来のアイヌ文化の担い手としての自覚を喚起し、以て若年層のアイヌ文化伝承・保存活動への意欲の向上並びに伝承基盤の強化を図ることを目的とする。

2 交流先

台湾（台北市・花蓮市・台東市）（予定）

3 派遣人員

青少年等8名程度

4 引率（同行）者

公益財団法人アイヌ民族文化財団（以下「財団」という）職員及び通訳、その他協力者

5 交流日程

令和8年12月15日（火）～19日（土）の5日間（4泊5日）を予定（※調整中）

12月15日（火）：新千歳空港→桃園空港→台北

16日（水）：桃園原住民文化センター 見学

17日（木）：国立東華大学 訪問・交流、阿美族 訪問

18日（金）：国立史前文化博物館 見学

19日（土）：台東空港→松山空港（台北）→新千歳空港

※日程、訪問先と交流内容については、諸般の事情により変更する場合がある。

6 事前研修

参加者に対して事前研修を実施するので、参加者は事前研修に出席すること。

なお、日程及び場所等については、10月中旬～11月上旬の土日を予定し、別途参加者に通知する。

7 成果報告及び事後研修

事業終了後、成果報告としてレポートの提出及び事後研修に出席すること（事後研修出席時にレポートを提出）。

なお、日程及び場所等については、1月中旬頃を予定し、別途参加者に通知する。

8 経費

(1) 本事業の実施のための以下の経費は、当財団が負担する。

ア 事前及び事後研修参加に要する交通費、宿泊費

イ 渡航に要する交通費、宿泊費

ウ 渡航に要する渡航雑費（旅券交付手数料(参加決定後の取得に係るものに限る。戸籍謄(抄)本等や証明写真代等は含まない)、出入国税、海外旅行傷害保険料、スーツケース等のレンタル料（個人同士での賃借を除く）等）

エ その他必要と認める経費

(2) 次に掲げる経費は参加者本人の負担とする。

ア 飲食費（宿泊料に朝食・夕食が含まれている場合は、それらを除く食費）

イ 本事業の実施前から実施後に係る疾病又は傷害の治療費用（健康診断費用等を含む。）

ウ 小遣いその他個人の用に必要な経費等